

# 逸脱行為と社会統制

—暴力団の研究枠組—

倉田和四生

この一文を近く定年退職される恩師大道安次郎先生に捧げ、先生の御健康と一層の御発展を祈りたい。

「功成名遂身退天道也」

## 目 次

### はじめに

- 〔1〕 行為の関係枠
- 〔2〕 逸脱行為のメカニズム
- 〔3〕 逸脱行為と社会統制
- 〔4〕 暴力団の介入のメカニズム
- 〔5〕 暴力団の研究枠組

## はじめに

1960年代においては科学技術の進歩と経済発展が生み出した「ゆたかな社会」の明るいユートピアが支配的であったとすれば、70年代は一気に暗転して、自然環境の破壊と各種の公害に加えて、人種、世代間の対立や集団暴力の時代に入ったかに思はれる。ことに60年代の後半から世界の先進諸国を襲った学生の集団暴力はこれまでの学生運動の通念を否定したものであつただけに、そのショックは大きかった。暴力はどのようなメカニズムで発生するのであろうか。ここで取上げようとする暴力は学生運動のように、既存体制を意識的に否定しようとするポジティブなものではなく既存体制の枠内で、制度的な規範から逸脱してなされるネガティブな組織暴力の問題である。

従来の逸脱行為の理論でウイークな点が二つあるように思はれる。一つは行為の一般理論との明確な結びつきをもっていない点、他は社会変動や全体社会の文化といったマクロな視点との関連づけがかならずしも十分ではないということであろう。本稿では主に最初の問題に焦点をあててみよう。

## 【1】 行為の関係枠

転換期における人間の行為、殊に逸脱行為の考察をはじめるに当って、まず最初に「行為の関係枠」を設定し、これによって逸脱行為と社会統制のメカニズムを分析してみよう。

ここで「行為の関係枠」というのはT・パースンズ等の創意になる人間行為の概念枠組のことを探しているのであるが、これは彼が多年ヨーロッパの行為理論の伝統——イギリスを基盤とする古典派経済学、フランスの実証主義の流れ、及びドイツの觀念論——を検討し、その長所を集約統合したものである。<sup>1)</sup> 当時、これに「単位行為」の名称を与えたが、後、アメリカの学問的伝統——文化人類学、社会心理学——との融合をはかり「行為の関係枠」として提示されたものである。<sup>2)</sup>

このような考え方の基盤は、M・ウェーバーにみられるように、あらゆる社会現象の基本的な単位は行為、あるいは社会的行為であり、これを分析することによって、その相互作用の体系である社会集団、社会制度や社会構造の説明が可能であるとする考え方には立っている。その意味でパースンズは基本的にウェーバリアンであるといえよう。

「行為の関係枠」を創造提示した意図は恣意的な行為研究におちいることを避け、体系性と網羅性を与えることにある。またこれによって行為に関連する三つの学問（心理学・社会学・文化人類学）が、他と無関係に学問体系を形成することなく、共通の枠組に組み入れることを意図している。これによって三者は文字通り、行為を媒介にして関連性を高めることになった。

同時に「行為の関係枠」は、従来どちらかといえば哲学的思惟に近かった社会本質論を行動科学のレベルにひきおろし、きわめて明示的に論証する役割を果した点にも注目すべきであろう。

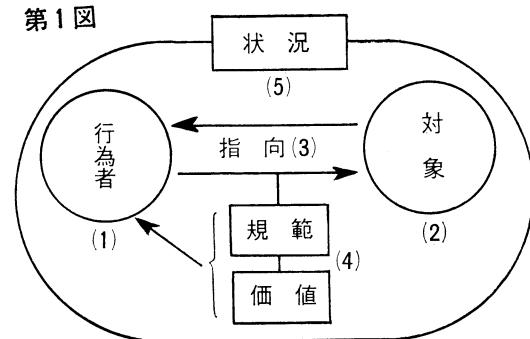
行為（活動）は原理的には「有機体」の「環境」

への適応として把握されるが、社会的行為においては、有機体は「行為者」に、環境は「対象」に翻案され、両者を含むものとして状況が指定される。<sup>3)</sup>

行為の条件は、1) 行為者が目的・目標又は予測される状態の達成に指向する。2) 状況の中ににおいて展開する。3) 規範的に規制されている。

4) 動機づけに基づいて遂行され、その過程においてエネルギーの消耗を伴う。以上であると規定される。<sup>4)</sup>

第1図



したがって社会的行為の基本構造は「行為主体」が状況の一部である「客体」(目標)に対して「規範」に規制されながら「指向」することである。そこで社会的行為の基本的カテゴリーは、①行為主体 ②行為の客体(目標) ③行為者の客体への指向 ④「規範」 ⑤これらすべてを含む「状況」から成立っている。

この場合、「行為者」は動機づけられ、役割をになった個々のパーソナリティである。「状況」は行為主体によって意味づけられ、構成された「対象」の配列であり、社会的対象と非社会的対象からなっている。「指向」は、行為が主体によって与えられた意味によって導かれる事であり、その方向からみて、1) 行為者から対象へ向かわれるもの(期待)と、逆に 2) 「対象」から「行為者」に向けられるもの(サンクション)がある。

「指向」が可能になるためには、先づ「行為主体」に、状況についての客観的な識別の能力すなわち「認識作用」が備わっていなければならないし、さらに主体は客体が自己の欲求を充足させるものかどうかに応じて、客体に対して「プラスまたはマイナス」の「情緒的反応」を示す能力を備

えていなければならない。これら二つのはたらきの優位性によって「認識的指向」と「情緒的指向」とが区別される。<sup>5)</sup>

次に指向の一般的な特質として「期待性」があげられる。すなわち指向は単に現在の顕在的な状態のみならず、将来の状態への指向、予測をも含んでいる。現在および未来の期待の中に充足をもとめる複数のコースがある場合には、選択が必要となる。そこで指向の第二の特質として「選択性」があげられる。あらゆる指向は複数のコースから選択を通じてなされるものである。選択は評価することに外ならないから、最後に「評価的指向」が要請される。<sup>6)</sup>

これら三つの指向は「欲求性向」を直接、間接に充足させる側面であるから「動機指向」と呼ぶ。

次に選択可能な状況にある場合、一定の規範によりかかり、これを守るような傾向がある。これを「価値指向」と呼ぶ。これも上と同様の三分法によって認識的、鑑賞的、道徳的の三つに分かれることになる。<sup>7)</sup>

動機指向	{ 認識的 情緒的 評価的 }	{ 認識的 鑑賞的 道徳的 }	価値指向
------	-----------------------	-----------------------	------

さて行為の「関係枠」は原理的にはあらゆる行為に適用される性質のものであるが、ここで重要な意味をもつものは指向の対象が人間である場合、すなわち「相互作用」であるが、最も単純なダイアデックモデルを考えてみよう。

A、B二者の相互作用は先に述べた通り「互いに指向し合っているが、これは人間の物に対する関係とは非常に異った性質をもっている。AはBの顕在的な活動だけでなく、BがAに対してもつ「期待」にも方向づけられるようになる。

A、B二者がお互いに「期待」と「サンクション」を交し合っている時、AはBに関する期待にもとづき、自己の選択によって行為するが、Bの反作用はAの選択を条件にして行われることになる。次にAの反応もまたBの選択を条件にしてなされるわけである。したがって両者の関係は「二重に依存」し合い「役割期待が補完」し合っていることになる。<sup>8)</sup>

次に相互作用の過程において期待をかわし、役

割を遂行するためには相互作用のプロセスが安定することが必須の条件であるが、そのためには共通な文化の型（規範）を内在化し分有しなければならない。すなわち制度化のメカニズムがはたらいてはじめて相互作用のプロセスが安定する。したがって「規範」は社会システムの構造化の条件である。

以上のことから明らかになったように、社会的相互作用の構造的本質は「規範的文化の型を共有することによって規制された指向の相互性」にある。

## 【2】逸脱行為のメカニズム

これまでT・パースンズの行為の枠組について簡単に述べてきたが、これはあらゆる行為の分析に利用されうるものであるから、ここでは逸脱行為のメカニズムを考える際の枠組として利用してみよう。

逸脱行為に関する理論や説明は数多く存在するが、比較的重要なものとして 1) 生物学的・人類学的理論 2) 精神分析理論 3) 役割、相互作用説 4) 社会解体論 5) アノミー論 6) サブカルチュアと文化伝達論 7) 文化葛藤論を取り上げる。

ところでこれら七つの説明を行為関係枠に照してみれば 1), 2) は「行為者」に注目した説であり、4), 5) は行為者間の関係すなわち「指向」を強調するのに対して、6), 7) は「規範」「文化」（状況）によりどころを求めている。

以下それぞれの説を行為の枠組に照して検討してみよう。

### (1) 生物学的・人類学的理論

この理論は人間の逸脱行為を説明する際、行為者、殊に行為者の遺伝的な特質に注目し、状況的要因にはあまり深い関心をはらわない。理論の主要な課題は逸脱行為を犯し易い人の型を決めるこことであるが、この型は遺伝にもとづく解剖学的な特性の現われであるから、研究の主題はその特性を測定することに向けられる。<sup>9)</sup>

イタリアの内科医、チェーザレ・ロンブロゾ (Cesare Lombroso) に始まる実証主義者はイタリア囚人の調査にもとづいて隔世遺伝により

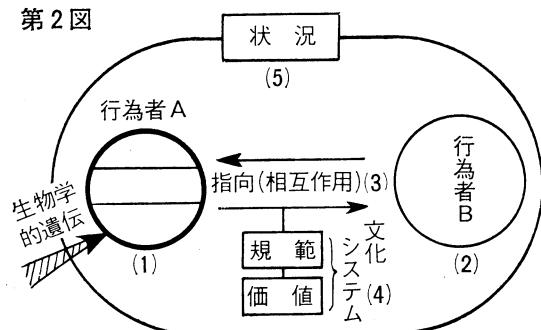
「先天的犯罪人」を類型化した。この学説はイギリスのチャールズ・ゴーリングによって決定的な批判を受けたが、それにもかかわらず根深く残っている。アメリカの人類学者アーネスト・フートン (Ernest A. Hooton) は1939年膨大な調査報告書の中で、犯罪人は道徳的・知的・形態学的、また遺伝的に退化していると考え、有効な犯罪対策は優生学的な手段、すなわち人口再生産過程のコントロールであると結論づけた。<sup>10)</sup> しかしこの調査には重要な手続上の疑問が提出された。

ロンブロゾやフートンの主張に類似したものとして、アメリカの心理学者、ウイリアム・H・シェルダン (W. H. Sheldon) は解剖学的な特徴よりも身体の型による分類を示した。彼が「中胚葉型」(mesomorph) とよぶ人は、衝動が強く活動的で冒険好きである。しかし外胚葉型 (ectomorph) にくらべて行為発動制止力に欠ける。そこで境遇の如何によって犯行をおかすことになる。<sup>11)</sup> 彼もフートンと同じように、社会学的に有害な体質上の型を選択的生殖によって除くように主張した。

グリュック夫妻はシェルダン説を確認するため、非行者集団と非行者でない統制集団とを比較検討した。その結果、非行者のほうに中胚葉型が多いが、40%は顕著な中胚葉型ではない。中胚葉型はある環境でひきおこされる潜在的非行を示しているにすぎないと主張した。又間接的、反作用的、代償的な非行があり得ることを示した。<sup>12)</sup>

以上みてきたように、生物学的人類学的理論にもいろいろの見解があり程度の違いはあるが、いずれも逸脱の主たる動因を行為者の遺伝的・生物学的要因に求めている。これをいま「行為関係枠」の中に示すとすれば第2図のように成る。

第2図



すなわち、この見解は行為のシステムの中の personality system のみ、しかもシステム外からのインプットすなわち遺伝的要因に注目したものであり、行為関係枠の五要因の中の一要因のみを強調しているにすぎない。われわれの見地からすればこれは不十分な理論であるといわなければならない。

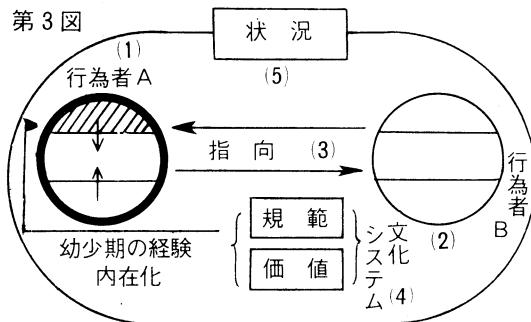
### (2) 精神力学的統制理論

この理論は衝動の根源を生物学的要因ではなくむしろ人の経験あるいは状況との関係で形成される内面的統制力の中に見出そうとする。このような考え方の典型は「精神分析理論」である。

この理論によれば、人間は生まれつき攻撃的、破壊的、反社会的衝動をもっているという仮定から出発する。そこで犯罪を犯すか犯さないかは、その人に「内面化された統制力の性質と強さ」による。この説明は統制構造の欠陥を確認し、これを個人の経験から説明することである。G・フロイドによって築かれたこの理論はさらにジエンキンス (Richard L. Jenkins) の類型学（抑圧過剰型、不完全抑圧型、内集団抑圧型）を生み<sup>13)</sup>、またダラード (John Dollard) によってフラストレーション＝アグレッション理論として展開された。<sup>14)</sup>

ところでこの理論を行為の枠組にてらしてみると、生物学的理論と違う点は自己統制力が成長の過程で形成されるという点であろう。したがって行為枠組の中で單に行為者のみでなく、状況的要素すなわち文化規範の要素が関連してくる。しかし精神分析理論家にはこれ等の社会構造が十分に理解されず体系化がなされないうらみがある。

第3図



精神分析理論が内的衝動と形成された自己統制力のダイナミズムであったのに対して、「防衛の

メカニズム」と呼ばれる説明は、衝動と良心との対立矛盾が内面的に不安や罪悪感を生み出すため、この不安や罪悪感から自らを守るため、パーソナリティによって考案され具体化したものが逸脱行為であるとするものである。これも大きくは上の図式に組み入れることが出来よう。

### (3) 役割と相互作用

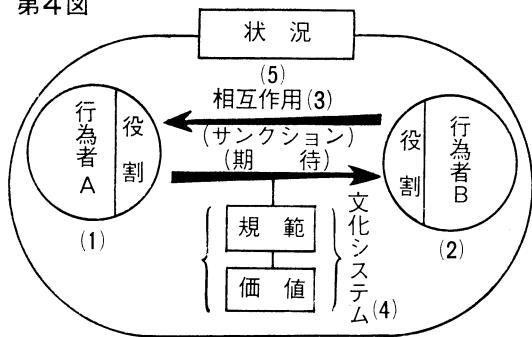
これまでの説が、単独の行為者に注目したのに對して、G. H. Mead は「指向」すなわち相互作用の過程を重視し、他者との相互作用の過程の中で役割が取得され、自我が形成されると主張した。人間の行動を常に自己完結的ではなく他者関係的に把える思考がここに理論づけられた。<sup>15)</sup>しかしミード自身はこれを逸脱行動にまで発展させたわけではない。

グロッサー (G. Grosser) は二つの行動様式を区別した。一つは「役割表示的行為」であり、他は「役割支持的行為」である。少年の盗みはより気まぐれで、盗んでも実用的な意味をもたないものまで盗む。彼等は盗むことによって、勇気や困難への挑戦などのような男性的役割を誇示しているのである。したがってこれは「役割表示的な行為」である。これに反して少女は自分が使えるものを盗むことが多い。少女は盗むことによって女性らしさを誇示するのではなく、女らしく魅力的であるための実用的な手段を盗むわけである。したがって少女の盗みは女性の役割を補強し支持する行為である。<sup>16)</sup>

さらに役割をになった当事者の相互作用は他者の役割遂行に対するサンクションを含む点が重要である。バースンズの行為関係枠で述べたように、指向には役割期待とサンクションの二方向があつてこれが相互にかみ合っている。他者の役割遂行が期待にそつたものであれば報酬が与えられ、期待をうらぎるものであればサンクションを加えられる。人間の役割相互作用は本質的に統制のメカニズムを含んでいる。これは「潜在的な統制構造」と呼ぶべきものであろう。

ビジビリティの高い村落社会とは違って、都市社会においては匿名性が支配し、コミュニティの中での相互作用が弱くなるためこのような潜在的な統制機能を失なっていく、これが都市社会に逸脱行為が増加する理由であろう。

第4図



## (4) 社会解体論

社会成員の社会関係に注目したと考えられる逸脱行為理論として古くから一般化した説明に社会解体理論がある。この用語はシカゴ学派の総帥 R・E・パーク、トマト、ズナニエッキー、バーゲス、ワースなどを中心に多くの理論家によって用いられている。<sup>17)</sup> それは社会成員の関係が連帶性を失ないバラバラに分解した状態を意味するものであろう。大都会のある地域の住民は極端な貧困におちいり圧迫感に苦しみ、生きることに精一ぱいでいる。そこで、地域内の逸脱を統制するために効果的な措置を講ずることも、当局に効果的な保護と法の執行を要求することも出来ない状態になっている。

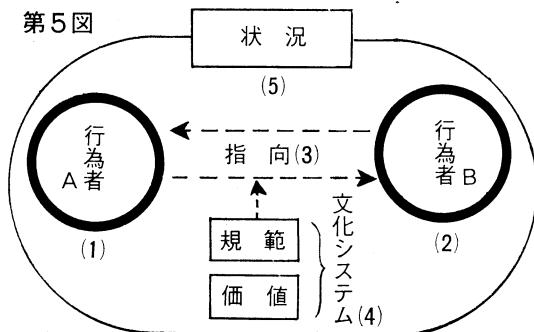
社会解体論の形成に貢献したのはエリオット (M.A. Elliott), メリル (F.E. Merrill), クイン (S. A. Queen), モウラー (E. Mowrer), フェアリス (R. E. L. Faris), ブロック (H. Block) 等である。それぞれ基本的な説明概念は違っているが、これらに共通する見方として、社会解体を集団の成員の関係が消滅し集団が崩壊する過程であり、そこから社会的機能障害が生まれるという点では一致している。<sup>18)</sup>

この理論に対する批判としては、クリナード (M.B. Clinard) の 1) 社会変化と社会解体の関係が不明、2) 解体と思われているものの中に逆に高度の組織化がみられる。3) 価値判断がともない、貧困や自由な性関係が悪として把えられている。<sup>19)</sup> またマートンとニスペットによって、1) この考え方では特定の時間的、空間的な位置における逆機能しか扱へない。2) ある点で逆機能であるものが、他の点で機能的であり得ると批

判されている。<sup>20)</sup> さらにこの理論とアノミー論、逸脱論などとの関係に混乱がみられる点が重要であろう。<sup>21)</sup>

このように社会解体理論は一般化している割には理論的な内容にとぼしい。この理論は逸脱の原因やメカニズムに立入った分析をしたというよりも逸脱の現象や結果を観察し、それを概念化したものにすぎない。したがって逸脱の原因やメカニズムを論ずる場合には、内容的にはアノミー論と重なり合ってしまっている。それは社会システムと文化システムの区別が不徹底であったところから生じている。

第5図



## (5) アノミー論

E・デュルケームによって規定されたアノミー論は逸脱行動を説明するのにかなり有効な理論である。相互依存の関係にある人間が共通の規則や理解の体系を発展させることができない状態にある場合には予測の可能性や確実性が失なわれ、互いの期待がうらぎられることになる。その結果、混乱状態が生まれるために社会的機能が遂行不能に落ちいる。このように社会関係を調整していく重要なメカニズムである共通の規則の母体が崩壊した状態をデュルケームはアノミーと呼んだ。<sup>22)</sup> したがってこの考えは社会関係を統制する規範が失なわれたことに混乱と逸脱の原因を求めており、その結果が社会解体现象に外ならない。

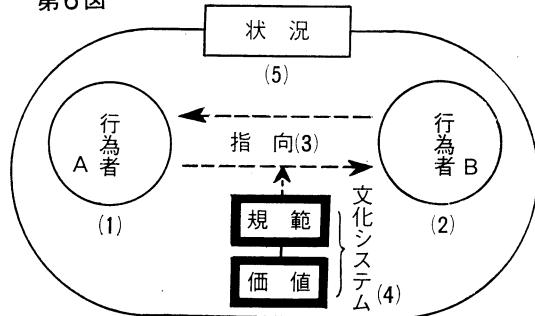
R・K・マートンはアノミーに関する研究を更に深めて、「文化目標」、「目標追求の手段」、「手段利用の機会」の三要素に分析し、追求することを推奨している目標に対して手段が許容されているか、否かによって五つの適応様式を分類したが、その中の幾つかは逸脱行為だとみることが出

来る。

第1表（マートンの個人的適応様式の類型）

適応様式	文化的目標	制度的手段
1. 同調	+	+
2. 革新	+	-
3. 儀礼主義	-	+
4. 逃避主義	-	-
5. 反抗	±	±

第6図



J・C・デーヴィスのJ曲線理論は、マートンの理論を数量的に表示したものとみることが出来る点で興味のある議論である。<sup>23)</sup>

#### (6) 下位文化と伝達理論（学習理論）

アノミー論も逸脱行為を規範という第四の文化的要因によって説明したものといえるが、全体社会の支配的価値とその下位文化（サブ・カルチュア）との関連で逸脱を説明することが出来る。全体社会には各種多様な部分社会が存在するが、それらの部分社会はそれぞれの下位文化をもっている。ところでこれらの文化には全体社会の支配的文化とは異なったもの、あるいは矛盾するものも存在する。もしこのように支配的文化と矛盾或いは対立する文化の中で育ったものは普通、自然にその集団の下位文化を身につけていく。また下位文化の中で育たなくとも、これとある期間密接な接触を続けるならば少くともその一部はこれを是認し、これにしたがって行動するであろう。このように支配的文化と対立する下位文化を身につけた人間にとって支配的文化の規範を破ることは、あえて良心のカシヤクを感じたり、罪の意識をもつことなく、極めて当然な行為にすぎないであろ

う。下位文化をもつ人間のごくあたりまえのことが、支配的規範からみれば逸脱行為とみなされる。<sup>24)</sup>

この見地からみてコーヘンの貢献は大きい。コーヘンはマートンの「目標に対する手段に接近する機会」についての考え方マイノリティ・グループや下位文化を関連づけ、さらにこれを発展させている。

「異った出生や環境をもった青年が同一の規制のもとでお互いに地位や承認を得ようと競い合っていると感じさせることは、一般にアメリカ文化の特徴——「民主主義的」な倫理の側面——である。しかし彼等はこの地位獲得競争の勝利に必要な能力をみんな等しくもっているわけではない」。<sup>25)</sup> 中産階級にくらべて下層階級の子供は、失敗や屈辱をより多く経験する敗者であり、落伍者である。このような状況の中で、彼等がなし得ることは「ゲームをこぼみ、ゲームから手をひき、その規則が彼等にあてはまらないものとしてそれを否認し、さらに彼等自身の規則ないし地位の規準——かれらが成功裡に成就出来る規則——をもつ新しいゲームを作り出すことである」。<sup>26)</sup> しかもそのためには自分自身に内在化した支配的な価値とも戦わねばならないめ「反動形成のメカニズム」を作り出す。彼等は支配的な価値体系を拒絶するだけでなく、復讐するのであるという。

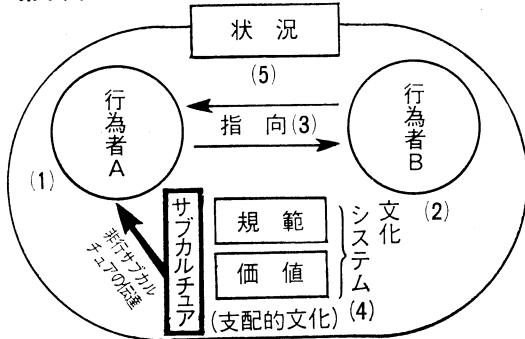
文化伝達論はシカゴ学派の主要な基礎理論であった。殊にC・R・ショウとH・D・マッケイは非行の分布を調べ、非行集団に入っていくプロセスを解明し、個人的、集団的接觸を通して伝えられるとして遊び仲間の重要性を指摘した。<sup>27)</sup>

サザーランドはこれをさらに発展させ、1) 接触の差異は頻度、期間、優先順位、強度などによる 2) 犯罪行動も非犯罪行動とともに同じ一般的な欲求や価値の表現であると考えた。<sup>28)</sup>

フート(N.N. Foote) やグレイサー(D. Glaser)はアソシエーションを同一化におきかえて説明した。これによると自分の犯罪を受け入れてくれる人間に自分自身を同一化する範囲内で犯罪をおかすと考える。<sup>29)</sup>

またクラワード(R.A. Cloward) とオーリン(L.E. Ohlin) はマートンの考え方と文化伝達論との融合を試み、機会構造論を展開した。<sup>30)</sup>

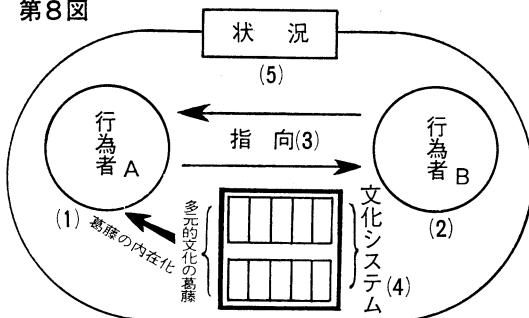
第7図



## (7) 文化葛藤論・社会変動論

文化的要因に注目する説明としては、さらにシリ等に代表される文化葛藤論がある。これは支配的文化とサブカルチュアの葛藤そのものが個人に内在し、これが個人の内面的葛藤となって逸脱行為をひきおこすという考え方である。したがって文化伝達論と文化葛藤論は同根異型とみることが出来るが、文化葛藤論は社会変動論につながるものとして重要な意義をもっている。社会の急激な変動によって価値規範がゆらぎ、要求充足について既存のルールが崩壊するとき集団的な逸脱が発生する。<sup>31)</sup>

第8図



## (8) 状況的要因

最後に状況的要因が逸脱傾向を強めたり弱めたりする重要な媒介要因であることが指摘されよう「状況」は「行為主体」、「客体」、「文化システム」のすべてを含む構成体であるから、「規範」とは別に論究しよう。状況的要因が逸脱的傾向に意味をもつのは、特定の社会的状況が逸脱的行為を許容し黙認するため、結果的にみて逸脱行為の誘因をなしている場合である。ここでは五つのことを指摘しておこう。

1) Visibility と Anonymity 逸脱許容的状況の第1は行為者が相互に認知し理解し合っていない場合におこる。村落共同体のように共同体のメンバーが相互に熟知し、あるいは組織化がすすみ、相互作用が活発である場合には、相互作用自体のなかに逸脱を防ぐメカニズム（基礎的統制）を内包しているから、公的統制の比重は小さくてすむが、大都市のような匿名的な社会では基礎的統制の作用が弱まり、統制はもっぱら公的な外的統制に頼らざるを得ない。

2) 都市の病理地域 Anonymity は都市一般の特徴であるが、そのなかでも、特に病理現象が多発する地域がある。法の効力が十分に滲透せず、違法行為が間断なく発生しているスラム、歓楽的地域では暴力許容的状況が生まれ、暴力を防ぐための暴力が要請され暴力の悪循環が起る。

3) 社会制度の二重性 状況的要因を具体的に考察する際に重要な点は、第2次的制度の存在に注目することである。現実の社会には支配的価値によって積極的に正当化された第1次的制度の他に消極的に黙認されている半ば逸脱的な第2次的制度がある。このような第2次的制度（例へばギャンブル、風俗営業）の存在する状況は逸脱を誘発し易い。

4) 文化的風土と態度 人々の間に暴力とあくまでも戦おうとする気構えがなく、長いものは巻かれ式の態度が結果的には暴力を許容することに成る。さらに逸脱許容的状況は窮屈的には伝統的文化の型によって規定されている。「軍事型社会」のように武士道や暴力が肯定される状況もあれば「産業型社会」のように暴力が忌避され理性的な話合いが慣習化された社会もある。

5) 政治権力の型 さらに具体的な逸脱は、逸脱の強さと、これを統制する力との関係で決まるものであるから、全体社会のレベルでは政治権力の型が重要である。全体主義的統制国家では、一方でファナティックな内面的制度的統合をはかるとともに、他方で国家権力に直結した強力な外的統制を加えるため逸脱行為の存在する余地はほとんどない。そこでクーデターや反革命が起こる。これに反して多元的価値の存在を認める自由主義社会ではトレンチの幅が大きく、強制力は比較的弱いから、逸脱行為の存在する余地は大きい。

以上、代表的な逸脱行為のメカニズムを行為の関係枠に照らして検討することによって、これらの説明が一面的な強調に終っていることを明確に理解することが出来た。しかし人間の逸脱行為を関係枠のいづれか一つの要因のみで説明することは不十分であり、不可能である。人間の行為は、行為の五要素がすべて同時に作用しあって展開するものである。比喩的にいえば一次方程式でとける問題ではなく、五つの連立方程式を用いて解かなければならない。

生物学的、人類学的、遺伝的要因も個々の行為においては重要な意義をもっている。しかしそれは人間の行為や逸脱行為を説明するオールマイティーでないことはいまや常識に属する。

精神力学的理論には、生物学的な「イド」の他に「自我」や「超自我」が加わり、文化や学習理論との連絡を暗示してはいるが、それはあくまで精神分析的、個人心理のレベルにすぎず、文化的要因や状況的要因に理論的に結びついているわけではない。

アノミー論、文化伝達論、文化葛藤理論は文化的要因や状況的要因を重視する点において、すぐれた貢献をしているが、文化は個人に内在化し、パーソナリティーの一部となって機能するのであるから、文化要因のみで逸脱行為を説明することも不可能である。相互作用説や社会解体論には、社会的相互作用のなかに含まれるサンクションの意義が暗示されている点が重要であり、状況的要因によって逸脱の可能性が大きく左右される。そこでこれらすべての要因を考慮に入れながら、逸脱行為を考察してみよう。

### 【3】 逸脱行為と社会統制

これまで逸脱行為の発生のメカニズムを行為関係枠の五つの要素との関係で論じてきたが、重要な逸脱の一般化は社会の存続にとって脅威であるから、社会の安定性を保持するため、逸脱行為に「統制」を加える必要がある。ここでパーソンズの説を中心に「逸脱と統制」について考察してみよう。<sup>32)</sup>

(1) 相互作用過程における緊張の発生と逸脱  
先に逸脱の原因を行為関係枠の五つの要素との関係で論じたが、次に相互作用過程における逸脱発生の心理的なメカニズムを究明してみよう。単純化するためにここでもダイアダック・モデルを考えてみよう。相互作用を行っている行為者（二人）は共有する規範的指向に従って行動し、お互いに「期待」に応えて行動する限り均衡を保っている。このような関係の人は相互に深い愛着をもつようになり、お互いの態度に敏感に反応するから、両者の相互作用は規範的に統合されている。しかしながらの理由で、一方の期待が充されない場合、当事者には「緊張」が生じるため、これに対する「適応の問題」が発生する。<sup>33)</sup>

この「適応の問題」を「補完的期待」の図式にもとづいて三つの構成要因に分けてみよう。一は行為者の欲求であり、二は他者への愛着、三は指向の文化的型相である。そこで緊張処理の方向もこれら三つの要因からひき出される。まず第一は、緊張が生じた場合、「自我の欲求」を変えることによって解消する。第二は情緒を纏綿する「対象」を取り替えることによって処理する。第三に他者の行為と適合しなくなった価値指向を放棄して、新に適合する「価値型相」を創り出すことである。このようなことが可能な事態であれば学習のメカニズムによって「緊張」を処理することができる、あえて「統制」を必要としない。<sup>34)</sup>

ところがこの他に、これらの三つのカテゴリーの間の妥協的な解決を迫られる場合がある。もし相手が期待を裏切っても、纏綿する対象をすぐに「第三者」に置き変えることなく一時保留するかもしれない。しかしこの保留された纏綿はプラストレーションを生み出すため、自我はプラストレーションとも対処しなければならない。

そこで同一の対象に矛盾した感情を（同時に）もっている状態がみられる。このような同一の対象に対して矛盾した感情が同時的に併在する状態にある人々の間の相互作用は「緊張」→「不安」→「誤解」の悪循環をひきおこし、逸脱の傾向が加速度的に高まる。そこでもし社会統制のメカニズムが加えられなければ遂に逸脱行為へと向うであるろう。<sup>35)</sup>

#### (2) 逸脱の方向とタイプ

逸脱的動機づけの方向は二つに分けられる一つは、「積極的」な方向と、他は「消極的」な方向である。「積極的」な活動は期待以上にイニシアティブをとって活動するものであり、「消極的」とは期待にこたえ得ない活動である。さらに行為には「同調的」なものと「疎外的」のものが区別される。これら二組の二分法をかみ合せることによって四つの分類が作り出される。これは先に述べたマートンの適応様式の類型に対応している。<sup>36)</sup>

第2表 逸脱の型

	積 極 的	消 極 的
適合が優位	強迫的遂行	強迫的黙従
離反が優位	反 抗	脱 退

### (3) 社会統制のメカニズム

上に示した逸脱に対処するものが社会統制であるが、その焦点は 1) 逸脱化の傾向を予防すること。2) これらのプロセスを抑制し、もとの均衡状態を回復することである。ところで、現実の社会システムは完全に統合されているのではなく、常に逸脱的要因が潜んでいると考えられる。したがって社会統制のメカニズムは相対的に安定したシステムの中に含まれている逸脱的傾向を完全に排除することではなく、逸脱的要因からもたらされる結果を有する限界内におさえることであり、さらにそのような傾向が限界以上に拡大することを予防することにある。

次に社会統制のメカニズムの要素分析をしてみよう。<sup>37)</sup>これは先に示した「四つの逸脱のタイプ」に対応して考えられる。

1) 「攻撃的な反抗」に対応する統制は「支持」である。これは自我が緊張のため「不安」をもつ場合、この不安をやわらげ、攻撃的、破壊的、或は防衛的反応を緩和する結果をもたらす。「支持」の様態はさまざまであるが、母親の愛情に満ちた態度や治療家の態度のように「自我」を親密な関係に結びつけ安定させることにある。

2) しかし支持はもし自我が、逸脱要因の脱退に対応する「許容」(permissioness) の要素が伴わなければ効果的な保証をもたらすことが出来ない。ノーマルな状態においては許されないような

行為も緊張状態にあっては許されるので、それに対する許容がなければならない。すなわちこれは欲求不満によって起された行為に対する「寛容」であるといえる。

3) しかしながら「許容」も、もしそれが「激励」とならず逸脱への「悪循環」をたち切ることが出来ない場合には、次に厳しい制裁がもたらされる。この制裁は補完的相互作用の関係にある「他者」が「自我」の期待に答えることを拒否することである。いわゆる「相互性の拒否」であるがこれは逸脱の方向の「強迫的遂行」に対応している。

4) 次に逸脱の「強迫的黙従」に対応するものが「状況の操作」である。本来、社会統制の最も基本的な要素は「自我」や「他者」が意識しないシステムの役割構造の中に含まれ、全くレイテントに機能している。しかし場合によっては、多かれ少なかれ意識して操作されることもある。すなわちこれは愛情にあふれた「他者」の態度とか確認、尊敬などのいわゆる「関係的な報酬」を駆使することである。<sup>38)</sup>

第3表 逸脱と統制

逸 脱 の 型	社 会 統 制
1. 反 抗	1. 支 持
2. 脱 退	2. 許 容
3. 強迫的 遂 行	3. 相互性の拒否
4. 強迫的 黙 従	4. 状 況 の 操 作

### (4) 社会統制の種類

社会は同調的行為にたいする「報酬」と逸脱にたいする「処罰」に関するホーマルな体係をもっているが、しかしこの他に「社会」には無作為的、無意識的な社会統制のメカニズムが存在する。社会統制のメカニズムは広義に把えることも出来るが、今これを便宜上 1) 基礎的メカニズム 2) 特殊メカニズム 3) ホーマルな統制 4) 精神療法の四つに分類して考えてみよう。

1) **基礎的メカニズム** 最初のメカニズムは制度的に統合された社会システムのノーマルな状態の相互作用の中に含まれている。これは「動機の制度的統合」と態度や行為の「相互的補強」である。すなわち或る個人が様々の役割を担い無数

の社会関係を取り交す場合、これらの多くの活動と無数の社会関係を調整し、秩序づけ、葛藤を防ぐのが「制度化」の機能である。その例として「タイムスケジュール」と制度化された「優先権」があげられる。<sup>39)</sup>制度化された枠内でのノーマルな社会的相互作用においては、社会統制のプロセスは継続的に行なわれている。システムの統合は常に不完全なものであるから、行為者は多かれ、少なかれ、規定のラインから小さな範囲で、危機を招かない程度の逸脱を犯しているのであるが、これに対し「相手」は逸脱者が所定のラインに復帰するように反応する。この小規模でレインメントな統制のメカニズムは、行為者の逸脱の傾向を相互作用のプロセスの中で、つばみのうちにつみとろうとする働きであるから、特定の社会構造を伴うことなく、通常の相互作用の中に含まれている基礎的メカニズムである。次にこれと同じく通常の相互作用の過程に含まれているが、やや特殊な状態におけるメカニズムがある。

**2) 特殊メカニズム** これも同じく通常の相互作用に含まれているが、しかも特殊な「社会構造」をもっているメカニズムがある。このメカニズムには二つのものが指摘される。第一は状況の不確定な要素や特に緊迫した適応事態に直面したため、異常な緊張にさらされている「状況」である。一般に、宗教、マジックなどにはこの例が多い。また健康がすぐれない時や「死別」などの事態もこの例である。ここで、意欲を喪失したり、或は「脱退」の挙に出たり、或はこれまでの状態を維持する気力を失なったりする。この場合「儀式の執行」は行為者の反応体系を積極的な形に組織するのに役立ち、破壊的な傾向を抑制する。このような事態においては、所定の型にしたがって情緒的表現が許される。

第二は「第二次制度」と呼ばれるものである。<sup>40)</sup>その一例として「アメリカの青年文化」があげられる。これも先の儀式と同様、「許容的側面」をもっており、重要な逸脱にいたるのを防ぐ働きをもっている。これは青年のエネルギーの暴発を防ぐ「安全ベン」の役割を果すと同時に、青年文化を主要な制度構造に結びつけている。

ところでこのメカニズムは「許容性」と「制約性」との奇妙なバランスの上に成立している構造

である。それは一方において、それ自身、逸脱の方向をたどっていると同時に、他方において、重大な逸脱への暴走を抑制するはたらきをもっている。正に「両刃の剣」である。この適例はギャンブリングにみられる。これは極端に抑圧しても、逆に統制を完全に撤廃しても、どのみち「社会」にとって重大な事態をもたらすような、やっかいな物である。<sup>41)</sup>

**3) ホーマルな統制** 次にホーマルな統制についてみるとその主なものは、相対的な「隔離」(insulation)である。このメカニズムは文化、或は社会構造の中にある潜在的葛藤の要因を予防する機能を果す。これは一方において、逸脱的要素をもった集団構造の形成を防ぐと共に、他方その正当性の主張をおさえる。この例は「犯罪」と「病気」に対する処置である。犯罪に対する処罰の重点は、当事者が正当性を主張する権利を奪うことになり、犯罪の否定的側面のみが問題となる。したがって犯罪に対するサンクションの構造は可能的強制力の示威によって逸脱的動機づけを阻止することにある。しかし処罰が必ずしもすべての事例に効果的に作用することはかぎらないにもかかわらず、処罰が普遍的に適用されるのは、処罰は社会の防衛機能というより、或る意味において、デュルケームの云うように侵犯された「制度的価値」を保持しようとする感情の儀礼的表現であるといえるからであろう。<sup>42)</sup> 次に「病気」についてみよう。病人の役割は先の犯罪の場合のように絶対的な不当性とは違って、相対的、条件的な正当性を保持している。彼は家族や医師に対して特殊な関係に置かれている。彼が受ける統制は彼の部分的な正当性に対する代価であり、他人への依存の代価である。

**4) 精神療法** 次に精神療法のプロセスは単なる隔離にとどまらず、患者の逸脱的傾向を阻止し「悪循環」をたち切って、積極的に再統合しようと試みるものである。すなわち治療のプロセスを通じて患者の役割は逸脱の「悪循環」を断ち切る強制力をもった状態の下にさらされている。

このような意味において「治療家の役割」は社会統制の原型として非常に有効なものである。まず治療家の「集合的指向」と患者を援助するための彼の機能は「支持」の基礎となる。次に病人と

しての患者に対して「許容」を示しており、さらに「専門的役割」の特質から治療家はその相互作用の過程において、患者に対して「相互性を拒否」する機会を保持している。第四に完全なエキスパートとしての彼は「報酬を効果的に駆使する」機会をもっている。以上、逸脱の型と社会統制の種類について考察したが次に集点を暴力団にしぶってみよう。

#### 【4】 暴力団の介入のメカニズム

これまで逸脱行為の分析枠組と社会統制について検討して来たが、次に「人間性および社会の本質に関する仮定」を設けたうえで暴力団の具体的な存在形態を考察しながら「暴力団の機能」を明らかにしてみよう。

##### (1) 人間性および社会の本質に関する仮定

1) 内面的、基礎的、および公的統制（権力による物理的強制力）が不完全であれば人間は法・規範から逸脱する可能性をもっている。

2) 人間の欲求が制度によって充足することが許されない場合、学習その他の方法で自からその欲求を消滅させるのでなければ、公的な統制を加えられてもその欲求は潜在的、逸脱的な方法で充足されようとする傾向がある。

3) あらゆる社会は制度的な統合と公的統制によって統合をはかるが、その統合は不完全で常に逸脱的要因を含んでいる。したがって社会統制は逸脱傾向の完全排除ではなく、逸脱を一定の限界内におさえることである。

4) 社会制度には支配的価値によって積極的に正当化された第1次の制度の他に消極的に許容されている半ば逸脱的な第2次の制度がある。その例はユース・カルチュア、ギャンブル、風俗営業などがあげられる。

##### (2) 暴力団の機能

人間のもとめる潜在的欲求には稀少性があるから、その配分をめぐって権力が生れる。権力取得の最もプリミティブなものは力である。ことに法・規範が有効に作用しない「状況」においては力のもつ意義は大きい。

1) 暴力団はしばしば潜在化した逸脱的欲求に答える機能をもつが、その充足の方法は規範から

はずれた逸脱行為の形をとる。

2) 逸脱を公的統制のみによって完全に除去することは不可能であるから、公的統制が有効に作用しにくい「暴力許容的状況」では暴力は最も手近で有力な支配の手段である。そこでそのような状況では暴力を除去するための他の暴力が必要となる。用心棒や自警団は暴力の悪循環である。

3) 半ば逸脱的な第2次の制度（ギャンブル、風俗営業）は暴力許容的な状況の中に存在するため暴力団の保護を必要とし、暴力団はこれを主要な資金源とする。

##### (3) 社会・文化のタイプと暴力

1) 全体主義的な統制国家においては、一方においてアナテックな制度的統合と他方において国家権力による強力な一元的統制がおこなわれるため、暴力団のような組織が存在する余地は少ない。

2) 多元的な価値の存在をある程度まで認めあう自由主義社会においては、支配的文化にたいするサブ・カルチュアが存在し、これが逸脱行為を動機づけ、暴力団を温存する。

3) 逸脱や暴力を温存する「状況」はその社会の文化の性格に規定される。

4) 急激な社会変動を経験する時期には価値体系が混乱するため社会の統合がゆるみ、逸脱傾向が高まる。

##### (4) 暴力団の介入のメカニズム

以上の仮定に立って、次に現代における暴力団の主要な介入形態を整理してみよう。

暴力団が介入する主な形態としては、

- 1) 売春 2) 麻薬 3) 密輸 4) 賭博 5)
- その他のギャンブル（競馬、競輪、競艇その他）
- 6) 風俗営業 7) 港湾労務の手配 8) 土建労務の手配 9) 総会屋、会社・新聞ゴロ等である。

このような暴力団の介入はどのようなメカニズムでおこるのか。暴力団をはびこらせる原因は何であろうか。つぎにこの点について検討を加えてみよう。

まず1)から4)までは国家的な規範によって違法とされているものである。このような違法型の暴力団の存在形態は暴力団そのものが法の網の目をくぐり、法によっておさえられて潜在化した要求にこたえることによって暴利をむさぼるもの

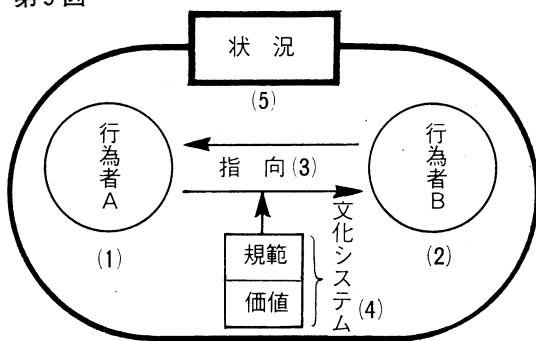
である。これは国家の規範に対する挑戦である。

これは第9図のように図式化される。

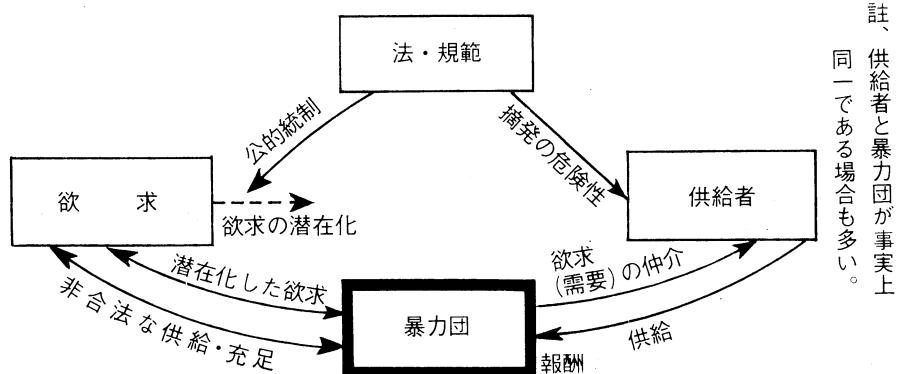
次に第2次的制度としての各種のギャンブルはそれ自体、半ば逸脱的であるため暴力団と結びつき易い。ギャンブルは公認された組織によって主催されるが、暴力団が競技当事者を買収することによって八百長レースを行なわせ、暴利をむさぼることがある。これは第10図と成る。

第3に暴力団にとっては第2次的制度としての風俗営業が重要な資金源と成っているが、風俗営

第9図



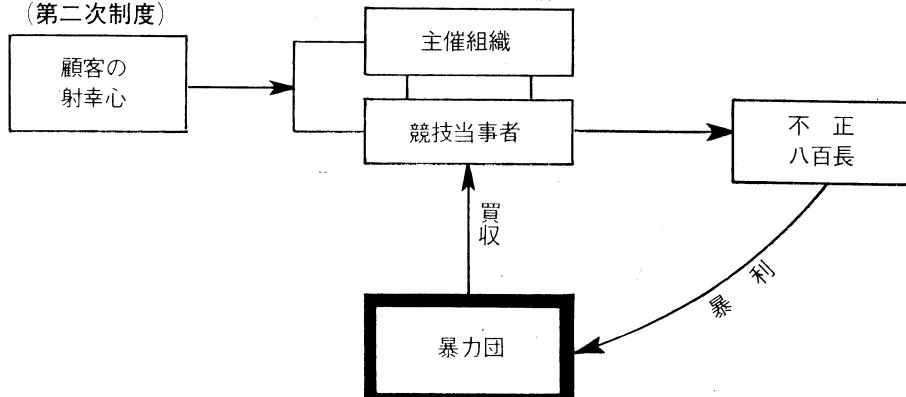
第10図 (違法型)



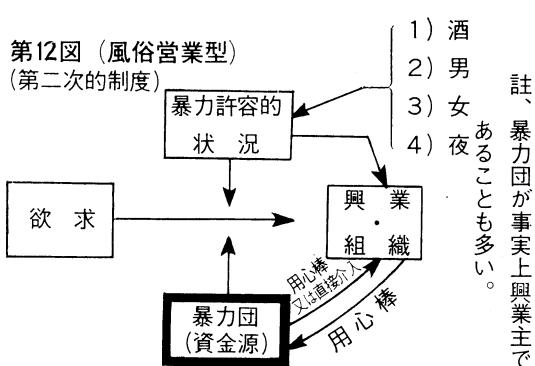
業にもストリップやヌード・スタジオのように違法スレスレの過剰サービスをやるものと、バー、ナイトクラブ、キヤバレー、アルサロ、トルコのように合法の範囲（なかには逸脱するものがあるが）内での慰楽サービスを提供するもの、映画館や劇場のパチンコなどの遊技場のような娯楽場、喫茶、スナック、飲食店のような飲食物を提供す

るものなどいろいろの形態がある。（第11図）

風俗営業に暴力団が介入し易いのは、法的統制が浸透しにくい半ば逸脱的な第2次的制度であるからに外ならない。興業や接客業の場合には将来にわたって顧客を確保するためには暴力行為を表沙汰にしたために客足が遠のくようになるより、暴力団の要求をのんで、早々にひきとつ

第11図 (ギャンブル型)  
(第二次制度)

第12図（風俗営業型）  
(第二次的制度)



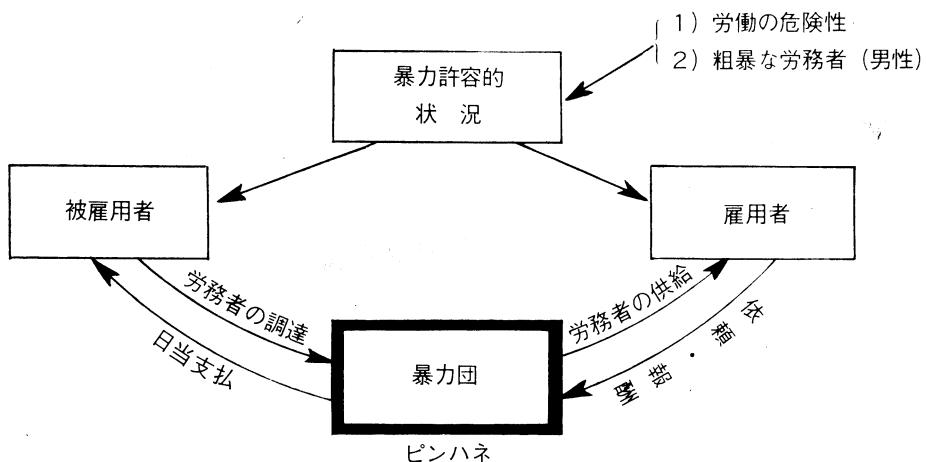
もうう方が得だといった判断があるため結果的には暴力許容的な状況を生み出す。このように営業のおかれている状況がきわめて暴力許容的な雰囲気や条件があるため、暴力団との関係なしに営業

することがかなりむずかしいという状況的な要因がある。いわゆる暴力が暴力を呼ぶといった悪循環に落んでいる。この悪循環をたち切ることがなによりも必要であろう。（第12図）

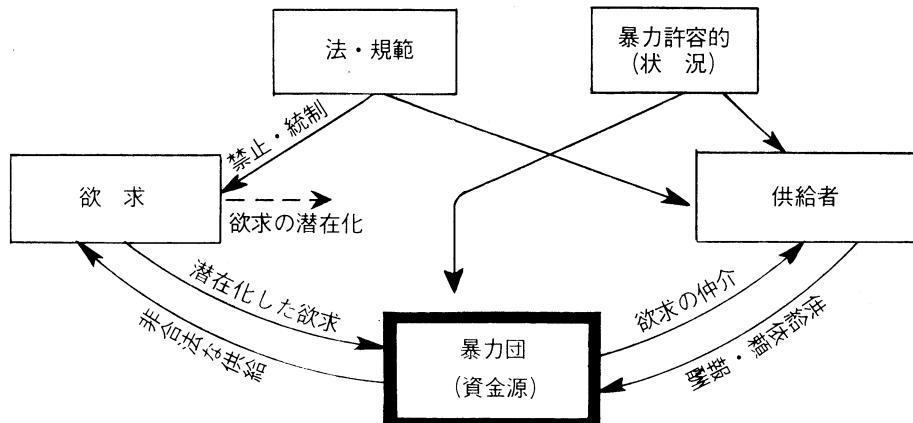
労働者の手配は本来、労働市場のメカニズムによって決められるが、港湾労働や土建業務のように特殊な労働については市場メカニズムに暴力手配師が介入することに成る。ここでも状況的要因が重要である。供給者の例からいえば、学歴が低く、技能をもたない為、通常の職業紹介所を通じてはいい条件の職業が得にくい人、あるいはなんらかの理由で公的な機関を避ける労働者がかなり存在している。大阪市西成区のあいりん区地の労働者はその典型である。また雇用側からいえば労働の内容がかなりの危険をともない、それに耐え

第13図

(労働市場介入型)



第14図（一般的図式）



る粗暴な男性をコントロールするためには暴力団の組員は適格性をそなえている。(第13図)

最後に総会屋、会社・新聞ゴロと呼ばれる形態がある。企業にはいくらかの弱みをもつものが多いから、それらの弱みにつけこみ、暴力やマス・コミの威力を背景にして企業や会社を強迫しようとする型の暴力である。この場合には暴力とあくまで戦おうとする姿勢がなく、自己の会社の利害のみから判断して、いいなりに成る方が得だといった考え(エゴイズム)が結果的に暴力を許容してしまうことに成る。この種の暴力にたいしても暴力許容的な文化的風土や態度が問題であろう。

以上、暴力団の主要な存在形態について検討して来たが、ここでこれらを総合し、一般図式を作つてみよう。(第14図)

## 【5】 暴力団の研究枠組

さきに逸脱行為を考える際に「行為関係枠」を用いてそのすべての要因と関連づけながら分析すべきであることを述べた。次に暴力団への具体的アプローチに際しても、われわれは「構造・機能分析法」にもとづいてその研究枠組を設定したい。

### 〔I〕 基礎的分析

#### (1) 地域構造

- 1) 用途地域別
- 2) 盛り場の構造
- 3) 病理地図(暴力、麻薬、売春、密輸、アルコール中毒)

#### (2) 人口構造

- 1) 年令、性別、産業、職業、流動人口 その他

#### (3) 態度・文化的風土・価値体系

#### (4) 社会変動と文化葛藤

### 〔II〕 媒介過程

#### (5) 地域社会と暴力団との関連性

#### (6) 補充過程

- 1) 地域、年令、性別、国籍、職業、家族関係、ライフヒストリー、交友関係

### 〔III〕 暴力団の構造と変動

#### (7) 構造分析

#### 1) 意識・態度構造

#### 2) 役割

#### 3) 規範

#### 4) 価値体系・目標

### (8) 機能分析

#### 1) 経済的基礎

#### 2) 目標達成とその手段

#### 3) 規範と統合の方法

#### 4) 社会化のプロセス

### (9) 暴力組織の変動過程

### 〔IV〕 対策論

#### (10) 制度的統合をいかにして高めるか

#### (11) 暴力許容的な文化的風土をどうするか

#### (12) 社会変動と文化葛藤の問題

#### (13) 補充過程の問題点

#### (14) 地域再開発の観点

#### (15) 更生補導のあり方

#### (16) 社会統制のあり方

以上の通りであるが、次にこれに若干の説明を加えてみよう。

〔第1部〕は地域・人口などエコロジカルな分析に併せて態度、文化、価値体系、さらに社会変動や文化葛藤など、暴力団にとっての基礎的な分析である。

(1) 地域構造の分析にはシカゴ学派の古典的なエコロジカルな研究方法を用いて、都市の地域分化とこれに対応した社会病理の分布を調べ、同心円説、殊にバーゼスの推移地区(zone in transition)が神戸市ではどう成っているか、病理現象がどの地域に発生するかということも検証したい具体的には「用途地域別」、「都心・盛り場の構造」、「スラム」、「暴力団」、「麻薬関係」、「売春」など分布図を重ねさせることによって神戸市の病理地区を確定し、経済や他の社会的インデックスと組合せることによって地域の構造と特性を明らかにしてみよう。

(2) 人口構造では「性別・年令別人口構成」、「産業別、職業別構成比」、「人口動態」、「第3国人の比率」、「人口密度」、「居住期間」、「日常流動性」、「昼間人口指数」、「移動率」などによって地域のデモグラフィックな特性を明らかにする。

(3) 態度・文化的風土・価値体系 暴力にたいしてどのような態度や文化的風土が支配してい

るか。それがどのようなメカニズムで暴力を温存することに成るのか。さらにどのような価値体系と結びついているかを明らかにする必要がある。

(4) 社会変動と文化葛藤 明治維新以降の新しい開港地として出発した神戸市には独特的のインタナショナルな雰囲気が存在し、それが神戸市の特性と成っている。外国人の居住者が多く、サブ・カルチュアを内包している。殊に最近の急激な社会変動は文化の葛藤に拍車をかけ、これが犯罪を誘発させることに成っている。そのような実態を明らかにしたい。ここでは社会変動論や文化葛藤理論が有効である。

〔第2部〕の媒介過程では地域社会と暴力団との関連性と補充のメカニズムを取扱った。

(5) 地域社会と暴力団の関係については、最初にあげた行為の枠組によってシステムテックに考察したい。暴力団は逸脱行為と社会統制の観点からみてどのような関連をもつか。

(6) 補充のメカニズムについては、不良青少年の存在形態、暴力団の構成員及び準構成員加入過程を地域、年令、性別、職業、家族関係、ライフヒストリー、交友関係との関連で分析したい。ここでは「文化伝達理論」が有益であろう。

〔第3部〕は暴力団の構造と変動の分析である。

(7) 構造分析としては 1) まず意識・態度の心理学的分析について 2) 「役割の規定、役割分化」 3) 内部規範の性格 4) 価値体系、目標などをとりあげる。

(8) 機能分析 構造的要因はどのようにして維持されるかを分析するものである。1) 経済的基盤の実態、その内幕 2) 目標設定とその達成についての意志決定 3) 規範と内部統合の方法 4) 社会化のプロセスでは準構成員をどのように社会化するか、構成員をどのように養成していくかを明らかにしたい。

(9) 暴力組織の変動過程の研究ではいかなる条件がある暴力団の勢力を伸長拡大させ、また逆に衰退させるかを究明したい。

〔第4部〕対策論ではこれまでの研究をもとにして総合的な対策を考える。

(10) 犯罪防止の第1の要諦は人が規範を尊重し、これから逸脱しないように内面的に動機づ

け、制度的統合をはかることである。規範を軽視する風潮があればこれを消滅させなければならぬ。

(11) 態度、文化的風土および価値体系については、すでに度々ふれたように、何が暴力許容的な状況を生み出しているかを明らかにし、それに応じていかにして暴力を許さないような状況を創り出すかを検討しなければならない、これは態度や文化の問題であるから、長い期間を要する問題である。

(12) 社会変動と文化葛藤の問題 現代における社会変動と文化葛藤は逸脱行為の増加傾向の一つの礎地をなしているから、公的な統制のみによる対策は決して十分なものではない。社会変動や文化葛藤が一般的な規範にどのような影響を与えており、サブ・カルチュアにどのような影響を与えておりが問題に成る。

(13) 補充過程の研究から、都市化と非行化、特定地域の不良グループ、交友関係等についての対策が考慮されなければならない。

(14) 地域再開発の観点 暴力を伴った各種の社会病理現象は都心或いは都心の近くの問題を含んだ地域社会であるから、この問題に対処するためには地域再開発の観点が必要である。

(15) 既に罪を犯した人の更生過程に力を入れることは犯罪を次第におさえていく重要な手段であるが、従来、これが殆んど実効をあげていないところに大きな問題がある。この問題にメスを加えてみる必要がある。

(16) 公的統制のメカニズム 犯罪の発生を直接的におさえ、予防するものは公的統制のメカニズムである。これを強め、効果的にしていくことは極めて重要なことである。しかしこれによって犯罪の問題をすべて解決出来ると安易に考えてはならない。これまで指摘した点がすべて有効にはたらいた場合にのみ暴力行為を最少限におさえることが出来るのであろう。

(註)

- 1) T. Parsons, *The Structure of Social Action*, 1937.
- 2) T. Parsons, *The Social System*, 1951.  
T. Parsons and E. A. Shils ed., *Toward a General Theory of Action*, 1951.
- 3) T. Parsons and E.A. Shils ed., *Toward a General Theory of Action*, 1951, p. 23.
- 4) Ibid, p. 53.
- 5) Ibid, T. Parsons, op.cite.
- 6) T. Parsons and E.A. Shils ed., *Toward a General Theory of Action*, 1951, p. 76.
- 7) Ibid, p. 96.
- 8) T. Parsons, *The Socal System*, 1951.  
T. Parsons and E.A. Shils ed., *Toward a General Theory of Action*, 1951.
- 9) Cesare Lombroso, *Crime : Its Causes and Remedies*, Boston, 1918.
- 10) Ernest A. Hooton, *The American Criminal*, Harverd U. P., 1939.  
Ernest A. Hooton, *Crime and the Man*, 1939.
- 11) William H. Sheldon and Others, *Varieties of Delinquent Youth*, New York. 1949.
- 12) Sheldon Glueck and Eleanor Glueck, *Physique and Delinquency*, New York, 1956.
- 13) R.L. Jenkins, "Psychiatric Interpretation and Consideration of Treatment" in Hewitt and Jenkins ed., *Fundamental Patterns of Maladjustment*, 1947.
- 14) J. Dollard and Others, *Frustration and Aggression*, 1939.
- 15) George Herbert Mead, *Mind, Self and Society*, 1934.
- 16) George Grosser, *Juvenile Delinquency and Contemporary American Sex Roles*, Ph. D. dissertation, Harverd University, 1952.
- 17) 例へば, R.E. Park and Others, *The City*, 1925.
- 18) M.A. Elliott and F.E. Merrill, *Social Disorganization*, 1934, 1950.  
S. Queen, W. Bondenhafter and E. Harper, *Social Organization and Disorganization*, 1935.  
E. Mowrer, *The Family ; Its Organization and Disorganization*, 1932. *Disorganization ; Social and Personal*, 1942.
- 19) R. Faris, *Social Disorganization*, 1948.
- 20) R.K. Merton and Robert Nisbet eds., *Contemporary Social Problems*, 1937.
- 21) 大橋薰, 大藪寿一編著『社会病理学』18頁
- 22) E. デユルケーム, 鈴木・飛沢訳『自殺論』
- 23) R.K. Merton, "Soczial Structure and Anomie,"

in A.S.R., October, 1938.

James C. Davies, "The J-curve of rising and declining satisfactions as a cause of some great revolutions and a contained rebellion" *Violence in America*, pp. 690-730  
永井陽之助著『柔構造社会と暴力』参照

- 24) A.K. コーヘン, 宮沢洋子, 『逸脱と統制』第9章
- 25) 同上書 111頁
- 26) 同上書 111頁
- 27) 同上書 159頁
- 28) 同上書 161頁
- 29) D. Glaser, "Differential Association and Criminological Prediction," in *Social Problems*, 1960.
- 30) Cloward and L.B. Ohlin, *Delinquency and Opportunity*, 1960.
- 31) T. Sellin, *Culture Conflict and Crime*, 1938.
- 32) T. Parsons, *The Social Systems*, ch. VII
- 33) T. Parsons, Ibid, p. 252.
- 34) Ibid, pp. 252-256.
- 35) Ibid, pp. 252-256.
- 36) Ibid, p. 258.
- 37) Ibid, pp. 299-301.
- 38) Ibid, p. 301.
- 39) Ibid, p. 302.
- 40) Ibid, p. 305.
- 41) Ibid, p. 307.
- 42) Ibid, p. 310.

## その他の参考文献

- 1) 大橋薰・大藪寿一編『社会病理学』誠信書房
- 2) 大橋薰『都市の社会病理』誠信書房
- 3) 大藪寿一『応用社会学』誠信書房
- 4) 那須宗一 橋本重三郎編『犯罪社会学』誠信書房
- 5) 磯村英一『社会病理学』有斐閣
- 6) 岩井弘融『犯罪社会学』弘文堂
- 7) 岩井弘融『病理集団の構造』誠信書房
- 8) 大橋薰『都市の下層社会』誠信書房

付記：本稿は「暴力團に関する共同研究」についての（私の）序説としてまとめたものである。共同研究の過程で共同研究者 万成博, 本出祐之, 丹羽春喜, 中野秀一郎, 真鍋一史の諸先生に多くの示唆を受けたことを記して感謝の意を表したい。